

「ホームページからの口座開設に係る特約」

第1条 特約の適用範囲等

- 1.この特約は、株式会社京葉銀行（以下「当行」といいます）のホームページ（以下「当行ホームページ」といいます）から開設した総合口座に適用される事項を定めるものです。
- 2.この特約は、「総合口座取引規定」「スーパーカード規定」（以下「各種規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体をなすものとして取り扱います。なお、この特約に定めがない事項については各種規定が適用されるものとします。
- 3.この特約において使用される語句は、この特約において定義されるものを除き、各種規定に従います。

第2条 口座の利用開始等

- 1.当行ホームページからの口座開設のお申し込みは、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、税法上の居住地国及び国籍が日本の18歳以上の個人のお客さまに限りません。
- 2.お客さまが次の各号の一にでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行所定の方法により、当行ホームページからの口座開設のお申し込みを失効させることができるものとします。
 - ①お客さまが本規定、各関連規定に違反するなど、当行がお客さまの口座開設のお申し込みを失効させる相当の事由が生じた場合
 - ②当行に虚偽の申告をしたことが明らかとなった場合
 - ③総合口座の名義人によらず、または名義人の意思によらず口座開設のお申し込みをされたことが明らかになった場合
 - ④スーパーカード、アルファダイレクトバンキングご利用カード等の郵便物が不達、受取拒否等で当行に返戻された場合
 - ⑤非居住者であることが明らかになった場合
 - ⑥前各号のほか、当行が口座開設のお申し込みを失効とする相当の事由が生じた場合
- 3.お客さまが次の各号の一にでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行所定の方法により、お取引の解約ができるものとします。これによりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ①お客さまが本規定、各関連規定に違反するなど、当行がお客さまとのすべての取引を解約する相当の事由が生じた場合
 - ②当行に虚偽の申告をしたことが明らかとなった場合
 - ③総合口座の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合、また名義人の意思によらず取引が開始されたことが明らかになった場合

- ④スーパーカード、アルファダイレクトバンキングご利用カード等の郵便物が不達、受取拒否等で当行に返戻された場合
- ⑤非居住者であることが明らかになった場合
- ⑥当行ホームページからの口座開設のお申込みにより開設された口座が事業用に利用されていることが明らかになった場合
- ⑦前各号のほか、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

第3条 印章の届け出（インターネット支店を除く）

- 1.当行ホームページからのお申し込みにより開設された口座の印章は、口座開設後に別途当行所定の方法により届け出るものとします。また、印章の届け出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。
- 2.印章の届け出が完了するまでは、お届け印の押捺が必要な店頭でのお取引など、取引方法の特性に鑑みて当行が別に定めるお取引はできません。
- 3.印章の届け出前に生じた損害、または届け出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

以上